

名古屋社会保険労務士法人 定款

(法人の名称)

第 1 条 当法人は、名古屋社会保険労務士法人と称する。

(目的)

第 2 条 当法人は、次に掲げる業務を営むことを目的とする。

- (1) 社会保険労務士法別表第一に掲げる労働及び社会保険に関する法令（以下「労働社会保険諸法令」という。）に基づいて申請書等（行政機関等に提出する申請書、届出書、報告書、審査請求書、異議申立書、再審査請求書その他の書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）をいう。以下同じ。）を作成すること。
- (2) 申請書等について、その提出に関する手続を代わってすること。
- (3) 労働社会保険諸法令に基づく申請、届出、報告、審査請求、異議申立て、再審査請求その他の事項（厚生労働省令で定めるものに限る。以下「申請等」という。）について、又は当該申請等に係る行政機関等の調査若しくは処分に関し当該行政機関等に対してする主張若しくは陳述（厚生労働省令で定めるものを除く。）について、代理すること。
- (4) 労働社会保険諸法令に基づく帳簿書類（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含み、申請書等を除く。）を作成すること。
- (5) 事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について相談に応じ、又は指導すること。
- (6) 事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について、裁判所において、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに出頭し、陳述をすること。
- (7) 社会保険労務士法施行規則第 17 条の 3 第 1 号に定める事業所の労働者に係る賃金の計算を行うこと。
- (8) 社会保険労務士法施行規則第 17 条の 3 第 2 号に定める労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 2 条第 3 号に規定する労働者派遣事業を行うこと。

(事務所の所在地)

第 3 条 当法人は、主たる事務所を名古屋市に置く。

(社員の氏名、住所及び出資)

第 4 条 当法人の社員の氏名及び住所並びに出資の目的及びその価額は、次のとおりである。

古 川 昌 奏

名古屋市中村区則武二丁目 25 番 11 号朝日プラザターミナルスクエア 1208 号

出資の目的及びその価格 金銭 金 1 円

(法人の代表及び業務執行)

第 5 条 当法人の社員は、当法人を代表する。

2 当法人の社員は、すべて業務を執行する権利を有し、義務を負う。

(事業年度)

第 6 条 当法人の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとし、その末日をもって決算期とする。

(計算書類)

第 7 条 社員は、毎決算期において計算をし、次の書類を作成する。

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益計算書
- (3) 社員資本等変動計算書
- (4) 個別注記表

附 則

(最初の事業年度)

第 8 条 当法人の最初の事業年度は、法人成立の日から平成30年2月28日までとする。

(法令の準拠)

第 9 条 本定款に定めのない事項は、すべて社会保険労務士法その他の法令の規定による。

以上、名古屋社会保険労務士法人設立に際し、社員古川昌奏の定款作成代理人である司法書士法人わかくさ総合事務所は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

平成29年3月29日

社 員 古 川 昌 奏

上記定款作成代理人 司法書士法人わかくさ総合事務所
代表社員 田 中 健 一

